防災連絡協議会の設立及び避難所運営等に関する協定書

多摩市（以下「甲」という。）と○○小（中）防災連絡協議会（以下「乙」という。）は、多摩市地域防災計画及び防災連絡協議会（以下「協議会」という。）設立要領に基づき、協議会の設立及び避難所運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

　（趣旨）

第１条　この協定は、乙が活動する地域内に住所を有する○○小（中）学校避難所における、協議会設立及び協議会の活動に関して、必要な事項を定めるものとする。

　（構成）

第２条　協議会の構成は、次の委員をもって構成する。

1. 協議会は、次の委員をもって構成する。

　　ア　多摩市立○○小（中）学校を避難所に指定する自主防災組織や自治会、管理組合等から選出された地域防災代表

　　イ　施設管理者（学校職員等）

　　ウ　その他協議会が必要とする者

　　エ　避難者代表（災害時のみ）

（2）　協議会は、委員の互選により次の役員を選出し、役員会を設ける。但し、協議会会長は前項（1）アにより選出された委員をもって充てる。

　　　協議会会長　　　　　　１名

　　　協議会副会長　　　　　２名

　　　その他必要な委員　　　適正な人数

　　役員会は、協議会の運営及び諸活動の円滑な推進を図るものとする。

　（任期）

第３条　委員の任期は、原則として４月から翌年３月までの１年間とする。但し、再任を妨げない。

　（活動）

第４条　協議会は以下の活動を行う。

1. 平常時における活動

　　ア　年１回以上協議会を開催し、必要な事項を協議する。なお、協議会は会長が招集し、議長は会長が行う。

　　イ　地域との連携強化や地域防災力向上を図るため、構成する団体が参加した合同訓練を年１回以上実施する。

　　ウ　避難所運営に関するルールづくりを行うため、地域の避難所における避難所運営訓練を実施する。なお、前項イの合同訓練もしくは本項の避難所運営訓練のどちらかは年１回以上実施する。

1. 避難所運営に関するルールづくりにおける活動

　　ア　協議会は平常時において、避難所運営方法等の検討や避難所生活ルールの作成、施設内使用可能箇所の選定、災害発生時における円滑な避難所運営や役割分担、多摩市災害対策本部等との連絡調整方法等を協議する。

　　イ　協議会は、災害時における円滑な避難所運営を行うため、前項における協議を行い、避難所運営に関するマニュアルを策定し、多摩市へ提出する。

　　ウ　協議会は、避難所運営に関するマニュアルに基づいた訓練等を行った上、随時マニュアルの改善を図る。

　（資機材の更新等）

第５条　乙は、避難所運営訓練を実施し、災害時に使用する設備、資機材、備蓄品、備品等について、不都合な箇所は甲へ改善を要請する。

　（地区防災倉庫の鍵の貸与）

第６条　甲は、乙に対して必要に応じて、地区防災倉庫の鍵を貸与することができる。なお、地区防災倉庫の鍵を貸与する基準は別に定める。

　（事務）

第７条　協議会の運営に必要な事務的事項は、役員が担当し担当がこれを統括する。

　（個人情報の保護）

第８条　乙は、多摩市個人情報保護条例（平成１１年多摩市条例第１号）の定めるところにより、個人情報の適正な管理を行うため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

1. 協議会役員名簿や避難者名簿に記載された個人情報及び取組上知り得た秘密を漏らさないこと。取組に従事する役割を離れた後も同様とする。
2. 協議会役員名簿や避難者名簿に記載された個人情報を避難所運営や避難支援、避難所運営に必要な訓練の目的以外に使用しないこと。
3. 協議会役員名簿や避難者名簿の保管について、管理責任者を定めること。
4. 災害時作成した避難者名簿について、必要がなくなった場合は、適正に廃棄を行うこと。

２　甲は、協議会役員名簿や避難者名簿の情報の保護に関して、必要に応じて乙に対し指示又は調査を行うことができ、乙はこれに協力しなければならない。

３　甲は、この協定書に定めるもののほか、避難者名簿の情報の適正な管理を行うため、取扱規程を別に定めるものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成３０年５月１日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、期間満了の３箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

　（協定）

第１０条　この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

　この協定の締結を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

　　　　平成３０年○月○日

甲　東京都多摩市関戸六丁目１２番地１

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　多摩市役所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　多摩市長　　阿　部　裕　行　　㊞

乙　東京都多摩市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　○○防災連絡協議会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　代表　　○　○　○　○　　㊞